

青ト協 第90号
令和5年10月6日

会員各位

公益社団法人青森県トラック協会
会 長 森 山 慶 一
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」及び 「ホイール・ナットの緊急点検」の実施について

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大型車の車輪脱落事故防止につきましては、国土交通省において、平成30年度より、事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和4年度の事故発生件数は140件（前年度比17件増）と、依然として多くの車輪脱落事故が発生している状況です。

そのため、国土交通省では今年度も、貨物自動車運送事業者が取り組む「大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」」を発表いたしました。

つきましては、会員事業者におかれましては、別添1「大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」について」に記載されております事項について取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、当協会独自の対策として、別添2により、「大型車の車輪脱落事故防止に係る「ホイール・ナットの緊急点検」」を実施することといたしましたので、会員事業者の皆様におかれましては、緊急点検を実施していただき、その結果を、令和6年3月1日(金)までに青森県トラック協会あてご報告いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、更なる車輪脱落事故防止対策として、令和5年10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分が導入されておりますので申し添えます。

- 車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

敬具

※ 青森県トラック協会ホームページ（<http://www.aotokyo.or.jp>）2023年10月4日付けニュース記事「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について | 国土交通省」もあわせてご確認ください。

■ お問い合わせ先 公益社団法人青森県トラック協会
業務部 または 適正化事業部 電話 017-729-2000

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント（※）について、自社の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※ 車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント

お…おとさめための点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段

と…トルクレンチで適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施

さ…さびたナットは清掃・交換

ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去

な…ナット・ワッシャ隙間に給脂

ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる

い…いちにち一度は緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視、直接触って点検

※ 青森県トラック協会ホームページ（<http://www.aotokyo.or.jp>）2023年10月4日付けニュース記事「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について | 国土交通省」から「車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント」啓発チラシをダウンロードできます。

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。（冬用タイヤの交換平準化）
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットヘマーキング（注1）を施す、又は、インジケーターを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検（注2）を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番
作業実施者名

整備管理者確認欄

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。
○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。
■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。
△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。
二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。
☆ この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者(運転者)名

運行管理者(補助者)確認欄

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエタなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
	異状な摩耗			
	※ 溝の深さ			
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

大型車の車輪脱落事故防止に係る 「ホイール・ナットの緊急点検」実施について

1. ホイール・ナットの緩み緊急点検

会員事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチを使用して点検してください。（トルクレンチを保有していない場合には、最寄りの整備工場など、トルクレンチが備わっているところで実施してください。）

なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を実施した場合には、冬用タイヤ交換後、50～100km 走行後に点検してください。

2. 緊急点検の実施期間

令和4年度の東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（速報値）によりますと、令和4年4月から令和5年3月までに発生した車輪脱落事故54件のうち、12月から2月の間に36件（66.6%）と集中して発生していること、また、冬用タイヤの交換平準化の観点から、緊急点検の実施時期を次のとおりといたします。

緊急点検実施期間・・・令和5年10月10日（火）から令和6年2月29日（木）まで

3. 報告

上記1. で実施したホイール・ナットの規定トルクでの締め付けについて、緊急点検実施期間中に点検・整備した結果を、別紙「結果報告書」に記入し、令和6年3月1日（金）までに青森県トラック協会宛に報告してください。

以上

送信先：公益社団法人青森県トラック協会 FAX 017-729-2266

大型車の車輪脱落事故防止に係る「ホイール・ナットの緊急点検」
実施結果報告書

事業所名	
------	--

1. 緊急点検実施期間（令和5年10月10日（火）から令和6年2月29日（木）まで）
に実施した台数を記入）

ホイール・ナットの 緊急点検 実施結果	① ホイール・ナット締め付けトルク不足が 発見され、整備した車両台数	台
	② ホイール・ナット締め付けトルク不足が なかった車両台数	台
	③ 緊急点検を実施した車両総台数（①＋②）	台

2. 緊急点検の実施結果について、コメント等があればご記入願います。

〔 例：わずかな緩みがあったため、増し締めを実施した。
左後輪の緩みが多かった 等 〕

令和6年3月1日（金）までにご報告願います。